

小樽市指定地域密着型サービス事業者等監査要領

第1 目的

この要領は、地域密着型サービス事業者等監査要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、監査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 監査に当たっての基本的な考え方

- 1 事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執る。
- 2 行政処分に係る事案（聴聞等を含む）については、北海道と十分協議を行うこととする。

第3 監査の選定基準

- 1 監査の選定・実施については、要綱第3の1又は2の規定によるものとする。
- 2 既に事業の廃止又は指定を辞退している事業者についても、選定基準に該当する場合は監査対象とする。

第4 監査の方法等

1 報告等

監査を実施する前に必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者等に対する調査を実施する。

2 実施通知

監査の実施通知は、監査日に持参して施行することを原則とするが、既に物的証拠を保全している場合など、監査日の持参による通知が適当でない場合は、事前に通知をすることができる。

3 監査体制

聴聞の実施を念頭におき、聴聞の主宰者（管理職）及び主宰者を補佐する職員は監査を担当しない。

4 監査の結果報告

監査の結果として行政上の措置等を実施する場合については、北海道の通知等に基づき、北海道を通じて厚生労働省に対して報告を行う。

5 行政上の措置

（2）市所管サービス事業者等

ア 役員等が欠格事由に該当したとき。

- ① 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又

はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

- ② 役員等が介護保険法、その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ③ 役員等が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- イ 指定を受けるに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
 - ウ 従業者について基準に定める員数を満たすことができなくなったとき。
 - エ 基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
 - オ 義務（人格尊重等）違反があったと認められるとき。
 - カ 介護給付費の請求に関し不正があったとき。
 - キ 帳簿等の書類の提出拒否、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ク 出頭拒否、虚偽答弁や検査を拒否したとき。
 - ケ 不正の手段により指定を受けたとき。
 - コ 法律等の命令・処分に違反したと認められるとき。
 - サ 居宅サービス等（地域密着型サービス、居宅介護支援、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援、第1号事業（これらに相当するサービス含む。）をいう。以下同じ）について不正・不当行為があったと認められるとき。
 - シ 取消等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等の不正・不当行為をした者があるとき。

（2）不正又は不当とは

要綱第2に規定する「不正」とは架空請求や重複請求等を指し、「著しい不当」とは、制度の目的からみて適当ではなく社会通念上介護サービスとして適正を欠くもの等を指す。

また、人員基準欠如等による必要な減算を行っていない場合、過誤と不正の判断基準について、次に該当する場合等は不正と判断する。

ア 関係書類において事実と異なる内容の報告をし、出勤簿などが事実と異なるもので整理されている。

イ 実態と異なる申請で指定や定員変更を受けている。

6 行政処分における聴聞等

（1）勸告

勸告は行政指導であることから、聴聞等の意見陳述の手続は必要としない。

（2）命令

勸告に従わない場合は改善命令を行い、弁明の機会の付与を行う。

(3) 指定の効力の全部又は一部停止

行政処分として指定の全部若しくは一部の効力を停止（以下「指定効力の停止等」という。）する場合は、弁明の機会の付与を行う。

なお、指定効力の停止等の具体的内容については、現にサービス提供を受けている利用者については、不利益とならないよう十分留意するとともに、以下の標準的な取扱いを参考として、内容を決定する。

- ① 新規利用者・入所者へのサービス提供に対する指定の効力の停止
- ② 代替サービスを確保した上での一定期間に限った指定効力の停止（全部停止）

(4) 取消し

行政処分として指定の取消しを行う場合は、聴聞を実施する。

なお、原則として改善命令に従わない場合や指定効力の停止等の措置を適用しても是正されない場合に行う。

ただし、指定の申請時点からの基準違反の場合については、改善勧告、改善命令、指定効力の停止等を経ることなく、指定の取消し処分を行うことができるものとする。

(5) 聴聞等の通知

聴聞等を行う場合は、相手側が防御の準備を行う上で十分な期間（通常1週間から10日前程度）をおいて通知し、不正請求額がある場合にはその算定を聴聞等の前に終了するものとする。

（不正請求額の算定に相当の期間を要する事案については北海道と協議）

なお、処分理由は文書で提示するとともに、相手側から意見書（弁明書）の提出があった場合は、その内容について十分説明を受け、予定している処分の内容が適切か否かの判断を速やかに行う。

(6) 聴聞等の省略

行政手続法では、遵守すべき規範の内容が明らかであり、その違反事実が客観的に確認されるものは聴聞等を省略できる場合もある。

(7) 聴聞等の方法

聴聞等に関する取扱いについては、行政手続法など関係法令に基づき行う。

7 行政上の措置の公示等について

介護保険施設等に対する行政上の措置について、法78条の11等の趣旨を踏まえ以下の内容の公示等を行う。

なお、指定取消し等に該当する場合に、行政処分の前後に事業の廃止及び辞退をした場合も同様とする。

ア 開設者の名称及び所在地

- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ サービス種別
- エ 指定年月日
- オ 事業者番号
- カ 指定取消等の年月日
- キ 指定取消等の内容及び根拠法令
- ク 指定取消等の事由

第5 関係機関との連携

監査にあたっては、関係機関と連携を図り、合同で監査を実施するなど効率的に行うものとする。

第6 告発の検討

介護保険制度上の不正等により、当該事業者の告発を検討する事案は、次のいずれかに該当する場合とする。

なお、告発に当たっては、事前に北海道と協議する。

- 1 監査等の際に、答弁や書類の提出を拒否する等その遂行を著しく妨げた場合
- 2 指定の取消処分に該当する要件を反復して履行する恐れのある場合
- 3 その他これに準じると判断される場合

附則 この要領は、平成19年 3月26日から施行する。

平成19年11月12日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成30年 8月 1日一部改正

令和 4年 3月 1日一部改正